

平成26年 4月 4日

都道府縣市町村担当課
普通交付税担当者 様

総務省自治財政局交付税課

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について
(支所に要する経費の算定)

標記算定については、平成26年度以降5年程度の期間で見直しを行うこととしており、「支所に要する経費の算定」については、平成26年度から3カ年をかけて先行的に実施することとしております(別添参照)。ついては、基礎数値の把握、算定に際しては下記の事項に留意すること。

記

- 1 旧市町村役場(本庁が所在する旧市町村役場は除く)を支所とみなして支所に要する経費の算定を行うもの。
- 2 「支所に要する経費の算定」に係る需要額については、平成26年度から3年間かけて3分の1ずつ一本算定に加算することとし、合併算定替には加算しないもの。
- 3 「支所に要する経費の算定」に係る初期データ(基礎数値)については、平成26年2月24日付事務連絡市-86「平成26年度普通交付税の算定に用いる地域振興費の基礎数値について(照会)」で告頂いた数値を登録しておりますので、**内容を確認の上、疑義がある場合は、平成26年4月14日までに担当者まで連絡してください。**

総務省自治財政局交付税課

担当 佐仲

TEL : 03-5253-5623

FAX : 03-5253-5625

E-mail : t.sanaka@soumu.go.jp

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について(案)

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化した。特に合併市町村においては、災害時の拠点としての支所の重要性が増す等、合併時点では想定されなかった新たな財政需要が生じており、これらを算定に反映。

➤ 以下の項目について、平成26年度以降5年程度の期間で見直しを行う。

①支所に要する経費の算定

- ・合併団体の支所が、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、交付税算定に反映

②人口密度等による需要の割増し

- ・合併により市町村の区域が拡大したことにより増加が見込まれる経費(消防、保健・福祉サービスに要する経費等)を反映
- ・離島を合併した団体の需要についても別途検討

③その他

- ・交付税の算定に用いている標準団体の面積を拡大する方向で見直し。これに伴い、標準団体の施設数(公民館、消防の出張所等)を見直し、単位費用に反映等

※ 「①支所に要する経費の算定」については、平成26年度から3カ年をかけて先行的に実施(見直しの具体的内容については、次頁参照)。

※ ②及び③については、引き続き市町村の実情を踏まえた検討を進め、平成27年度以降、順次交付税算定に反映。

支所に要する経費の算定(案)

基本的な考え方

旧市町村の役場が合併後の市町村の支所として、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、地域振興費において、以下の加算を行う。

算定のイメージ

旧市町村の役場＝支所とみなして(本庁が所在する旧市町村の役場は除く)、支所に要する経費を以下により算定

(1) 「標準的な支所の経費」(所管区域人口8,000人で2.4億円程度)として、次の経費を算入

- ① 職員人件費及び維持管理経費(1.7億円程度)
- ② 旧市町村単位の地域振興関係経費等(0.7億円程度)
(例)旧市町村地域(周辺部)のコミュニティ維持、地域活性化、特産品振興等に要する経費

(2) 支所に要する経費を次の算式により旧市町村ごとに算定

$$\text{標準的な支所の経費} \times \text{所管区域人口の多寡による補正} \\ \times \text{本庁からの距離の遠さによる補正}$$

※離島等の支所については、陸路と海路で実態が異なることを踏まえ、「本庁からの距離の遠さによる補正」における取扱いを別途検討

(3) 旧市町村ごとに算定した支所に要する経費を合算し、合併団体の一本算定に平成26年度以降、3年間かけて3分の1ずつ加算する(合併算定替の需要額には加算しない)。

算定額

3,400億円程度(3年間かけて3分の1ずつ加算)